

第2回福井家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成16年6月2日（水）午後1時15分から午後4時15分まで

2 開催場所

福井家庭裁判所第1会議室

3 出席者

▪ 委員

河原はつ子委員，北川実委員，畔柳章裕委員，佐藤辰弥委員

宮浦そとえ委員，三宅俊一郎委員長，宮本隆子委員（以上7人出席）

（※欠席者／久保豊委員，千野美和子委員）

▪ 事務担当者

上坂事務局長，森首席家裁調査官，関首席書記官

原田総務課長

4 議事

▪ 委員長あいさつ

▪ 委員長代理の指名

久保豊委員（福井家庭裁判所判事）を指名

▪ 意見交換テーマ

受付・窓口相談の在り方（特に他の相談機関との情報交換や連携）について

▪ 発言要旨

ア 前回の委員会における意見に対する委員長説明

前回の委員会で、「裁判所には，各部屋の案内表示はあるが，どの部屋でどういうことをしているのか分からない。来訪者の目的に沿った案内はできないか」，「総合案内窓口を設けて，裁判所の案内をしたらどうか」との意見が出された。これについては，当庁は小規模庁であって来庁者の案内のために専属の職員を配置することは困難な状況にあることから，5月26日から正面玄関ホールと東側玄関に分かりやすい庁内案内用のパンフレットを置くことにしたので，利用していただきたい。

- また，「裁判所に，総合案内窓口を設置し，関係機関のパンフレットを備え置いて，裁判所内の案内のほか，他の機関への案内も含めての交通整

理を行ったらどうか」との意見が出されたが、これについては、中立公正な立場が求められている裁判所において行政機関も含めた総合的な交通整理を行うことは相当でないと考えている。司法ネット構想を実現するための総合法律支援法に基づいて設置される日本司法支援センターが充実したものになることを期待したい。

- さらに、「調停の申立や追加書類の提出などが午後6時くらいまでできるように配慮できないか」との意見が出されたが、これについては、書類の提出であれば、土、日、祝日を問わずいつでも当直の窓口に出すことができる態勢となっている。また、平日でも、担当者が残っているときは、可能な限り対応したいと考えている。

イ 主な意見等（●委員，□事務担当者）

- 庁内が分かりにくいという意見に対する裁判所の迅速な対応を評価する。
- 庁内案内については、かなり分かりやすいものになったと評価しているが、実際に利用する人の意見を聴いてフォローアップすることが大事である。その上で、更に分かりやすいものにしてほしい。庁舎案内のために専属の職員を配置することは困難であるとのことであるが、やはり人的な配慮も必要でないかと思う。
- 弁護士会では、自ら主催する法律相談のほか、他の相談機関等からの嘱託により、各地に法律相談に弁護士を派遣しているが、弁護士の数が県に四十数名しか居らず、弁護士不足を痛感している。
- 法曹人口が増加し、地方が潤うまでには、まだ十数年かかると思われるので、それまでの間、司法支援制度を機能させるために、人材をどのように確保していくのかが問題である。日本司法支援センターが人的に充実したものになることを期待している。
- 弁護士会では、福井市社会福祉協議会主催の無料法律相談に定期的に弁護士を派遣しているが、その際、相談者に付き添って民生委員や消費生活センターの相談員が来られることが多い。まずは、これらの機関との人事交流や連絡態勢作りができればいいと思う。
- 今後、高齢者が増加するので、司法支援センターは、各県に1か所だけというのではなく、何カ所も設置して利用しやすいものにしてほしい。

● 福井市の市民相談室では、県内外からのメールによる相談も含めて年間約3000件の相談に応じている。司法支援制度が利用者の要請に応じた中身の伴うものになるためには、今のうちから、各市町村間及び各相談機関間のネットワークの基盤整備を進めておくことが肝要だと思う。

□ 現在、裁判所が、家事事件に関し、他の機関との間で連携を取って行っているものとしては、成年後見事件に係る機関を集めて行う成年後見運営協議会の開催、児童虐待や家庭内暴力や戸籍事務などに係る機関を集めて行う連絡協議会の開催、他の機関が行う児童虐待やDV事件など裁判所の家事事件に関する研修会への講師派遣、社会福祉協議会の主催する権利擁護事業関係の協議会や連絡会への出席、県精神保健福祉審議会への出席などがある。

● 痴呆などが原因で自分で契約ができない場合、成年後見の手続が分からなくて困っている人がたくさんいる。裁判所の敷居が高くて相談に行きにくいのではないかと思う。民生委員でも、裁判所へは相談に行きにくいので、どうしても市町村の在宅介護支援センターに相談に行くようになる。身寄りがなくて困っている人も多い。利用者にとって分かりやすい手続説明、関係機関に対する手続説明や広報を充実してほしい。

□ 成年後見制度については、平成12年4月に施行されて以来、関係機関を裁判所に集めて説明会を開催したり、関係機関に裁判所が出向いて手続説明をしているが、まだ十分に浸透していない面が見受けられる。

現在、金融機関や関係機関の相談窓口に配布させていただく予定で、手続説明用の小冊子を作成しているところである。ちなみに、当庁における成年後見関係事件は、本人の配偶者、兄弟又は子が自分で申し立てることがほとんどであって、身寄りがないなどの理由で市町村長が申し立てたり、弁護士が代理人として申し立てる例は非常に少ない。

● 裁判所から調停の呼出状が送付されたがどうすればよいか分からないということで弁護士のところに相談に来る人があるが、裁判所から呼出を受けた者がその後どうしたらよいか迷うことのないよう分かりやすい手続説明や必要な書式を同封するなどの工夫をしてほしい。

□ 調停申立てがあった場合、相手方に対する期日の呼出状に、調停制度の

概要やその後の手続上の注意事項を記載した書面などを同封している。ちなみに、相手方に対して調停期日の呼出状を送る封書は、プライバシーの保護のため、一般に裁判所の庁名が印刷されていないものを使用して配慮している。

- 次回の内容等

開催日時 平成16年11月18日（木）午後1時10分

テーマ 少年事件と家庭裁判所の取組について